新２号の制度や料金体制について

りんどう幼稚園

１．対象となる子ども

新２号とは 2019 年 10 月からスタートした幼児教育・保育無償化制度により、幼稚園・認定こども園（※1）に３歳～5 歳までの子どもを預ける場合、以下に該当する子どもが預かり保育無償化の対象となります。

①満３歳以後の最初の３月３１日を経過した保育の必要性（※2）のある子ども

②満３歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

対象となる子どもは市区町村から認定をしてもらう必要があります。（認定は申請書類提出の翌月より）

※1　１号認定の子どもが対象

※2　保育の必要性については以下表に記載

２．保育の必要性

必要性	保護者の状況
就労	月に６４時間以上の就労（一般的な規定の就労時間で市区町村により異なる） ※夫婦それぞれの就労証明書が必要となります
求職活動	求職活動（企業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※認定してから２か月目までの期間
妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合 ※出産予定日の前６週目が属する月の初日から、出産日の後８週目が属する月の末日までの期間
保護者の疾病・障害	保護者が疾病やケガ、障がいがあるとき
親族などの介護・看護	親族を介護又は看護していて、月に 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
就学	大学・専門学校・職業訓練校等（通信制・定時制は含まない）に就学していて、月 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合
対象園児のきょうだいの育児休業中	対象施設を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合
その他	その他市長が必要と認める場合

３．無償化の範囲

利用日数に応じて無償化の対象となる金額が変わってきます。

①　利用日数×４５０円（日額最大４５０円まで）

②　①の利用日数より月額最大１１３００円まで

上記金額までが無償化の対象となる範囲になります。超過は発生した場合、保護者への請求となります。

４．代理受領制度

本来、預かり保育料は園が保護者に請求し、保護者が市に補助金申請を行う償還払いが一般的ですが、大町市では、保護者及び市の負担軽減のため、園が利用園児全員の預かり保育料をまとめ、市に請求を行っております。園から保護者に請求となる場合には、無償化の対象外（超過分やおやつ代等）の金額となります。

※　算定例

【算定①保護者負担あり】

内　容	利用（時間・日数）	金額
早朝　月額（500 円／月）	7：30～9：00	500 円
延長　月額（30 分毎 500 円／月）	14：30～17：00	2,500 円
長期休み	15 日	7,500 円
平日利用	5 日	0 円
合　計（A）	20 日	10,500 円
無償化対象額（B）	20 日×450 円	9,000 円
市請求額	A と B 少ない方	9,000 円

差額　1,500 円が保護者負担額になります。

【算定②保護者負担なし】

内　容	利用（時間・日数）	金額
早朝　月額（500 円／月）	7：30～9：00	500 円
延長　月額（30 分毎 500 円／月）	14：30～17：00	2,500 円
長期休み	0 日	0 円
平日利用	20 日	0 円
合　計（A）	20 日	3,000 円
無償化対象額（B）	20 日×450 円	9,000 円
市請求額	A と B 少ない方	3,000 円

保護者負担　0 円　になります。

【算定③保護者負担あり】

内　容	利用（時間・日数）	金額
早朝　月額（500 円／月）	7：30～9：00	500 円
延長　月額（30 分毎 500 円／月）	14：30～17：00	2,500 円
長期休み	0 日	0 円
平日利用	2 日	0 円
合　計（A）	2 日	3,000 円
無償化対象額（B）	2 日×450 円	900 円
市請求額	A と B 少ない方	900 円

保護者負担　2,100 円　になります。

※月極の申し出があり、その後の利用日数が少ない場合は、無償化対象額が少なくなり、保護者負担が増えてしまう場合があります。